

# 国際植物防疫条約（IPPC）及び 国際基準策定プロセス

# 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（WTO/SPS協定）

## 1 目的

- 検疫・衛生措置が、国際貿易に係る不当な障害・偽装された制限となることを防ぐ
- 関連の国際機関等が作成する国際基準等に基づいて各国の検疫・衛生措置の調和を図る

## 2 検疫措置に関する規定

- 科学的根拠なしに維持してはならない（第2条2）
- もし国際的な基準が存在するならば、それに基づいていなければならない（第3条1）
- ただし、科学的正当性等があれば、国際基準よりも高いレベルの措置を利用可能（第3条3）
- リスク評価に基づいていなければならない（第5条1）
- 国際的な基準を作成する3つの（Three sisters）機関：**IPPC（植物防疫）**、Codex（食品安全）、OIE（動物衛生）

# 国際植物防疫条約（IPPC）

## International Plant Protection Convention

### 1 目的

- 有害動植物の侵入、まん延を防止するため、共同で有効な行動を確保
- 有害動植物の防除のため、適切な措置を促進

### 2 主な活動

- 国際基準（ISPM）の採択
- その他条約の目的達成のために必要な活動（途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有、紛争の解決、電子証明の構築等）

### 3 組織

- 2018年7月現在、183の国と地域が加盟（我が国は1952年の発効時から加盟）
- 事務局は国際連合食糧農業機関(FAO)本部（ローマ）に設置

# IPPCの組織体制

2018年7月現在

 **IPPC事務局**  
(FAO内の1部門)

※  は  
日本人専門  
家の派遣又  
は参画

**戦略計画部会**  
(**SPG:**  
Strategic  
Planning  
Group)  
CPMに対し  
**戦略的な助言**

**地域植物防疫機  
関、国際機関と  
の連携**


**CPM理事会**  
CPMに対し活動  
の方針、財政、  
運用・管理に関  
し助言

**植物検疫措置に関する委員会**  
(**CPM: Commission on Phytosanitary Measures**)  
IPPCの総会。 **国際基準の採択等**を行う

## 国際基準策定機関

 **基準委員会(SC: Standards Committee)**  
**国際基準案の作成プロセスの管理**

- ・ TP, EWGの設置及び廃止
- ・ 国際基準案の検討、取りまとめ
- ・ 各国協議及び**CPMに国際基準案を提案**

 **技術パネル (TP)**  
特定の分野に設置  
(現在5分野)  
**当該分野の国際基準  
案を作成**

**専門家作業部会**  
(**EWG**)  
トピック毎に設置  
**当該トピックの国  
際基準案を作成**

## 国際基準 実施監督機関

 **実施能力開  
発委員会**  
(**IC:**  
Implementation  
and Capacity  
Development  
Committee)  
**基準の実施監督、  
加盟国の能力向  
上、紛争解決等**

# ISPMとは

(ISPM: International Standards for Phytosanitary Measures)

- ISPMは国際植物防疫条約（IPPC）に基づき作成される植物検疫措置に関する国際基準
- WTO加盟国は、国際的な基準がある場合には、自国の植物検疫措置を当該国際的な基準（ISPMを含む）に基づいてとらなければならない（shall base）（SPS協定3条の1）
- ISPMに基づいた検疫措置とすることでその措置の正当性を主張することが可能。
- ただし、科学的正当性等があれば、国際基準よりも高いレベルの措置の利用が可能（SPS協定3条の3）
- 特に、貿易相手国との議論においては、ISPMを引用することで論点の明確化、議論の効率化を実現。

# ISPMの例

2018年7月現在

基本原則

植物検疫の原則(ISPM1) 植物検疫用語集(ISPM5)

病害虫監視

サーベイランスの指針(ISPM6) 病害虫報告(ISPM17)

リスク分析

ペストリスクアナリシス (PRA) の枠組み(ISPM2)  
規制有害動植物のためのPRA(ISPM11)

輸入規制

規制有害動植物のリスト(ISPM19) 輸入規制制度の指針(ISPM20)

遵守確認

不適合及び緊急行動の通報(ISPM13) 木材こん包材の規制(ISPM15)

病害虫管理

病害虫無発生地域設定の要件(ISPM4)  
病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチ(ISPM14)  
植物検疫処理(ISPM28)(放射線16本、蒸熱5本、低温9本ほか)

根絶

病害虫ステータスの決定(ISPM8) 病害虫根絶計画の指針(ISPM9)

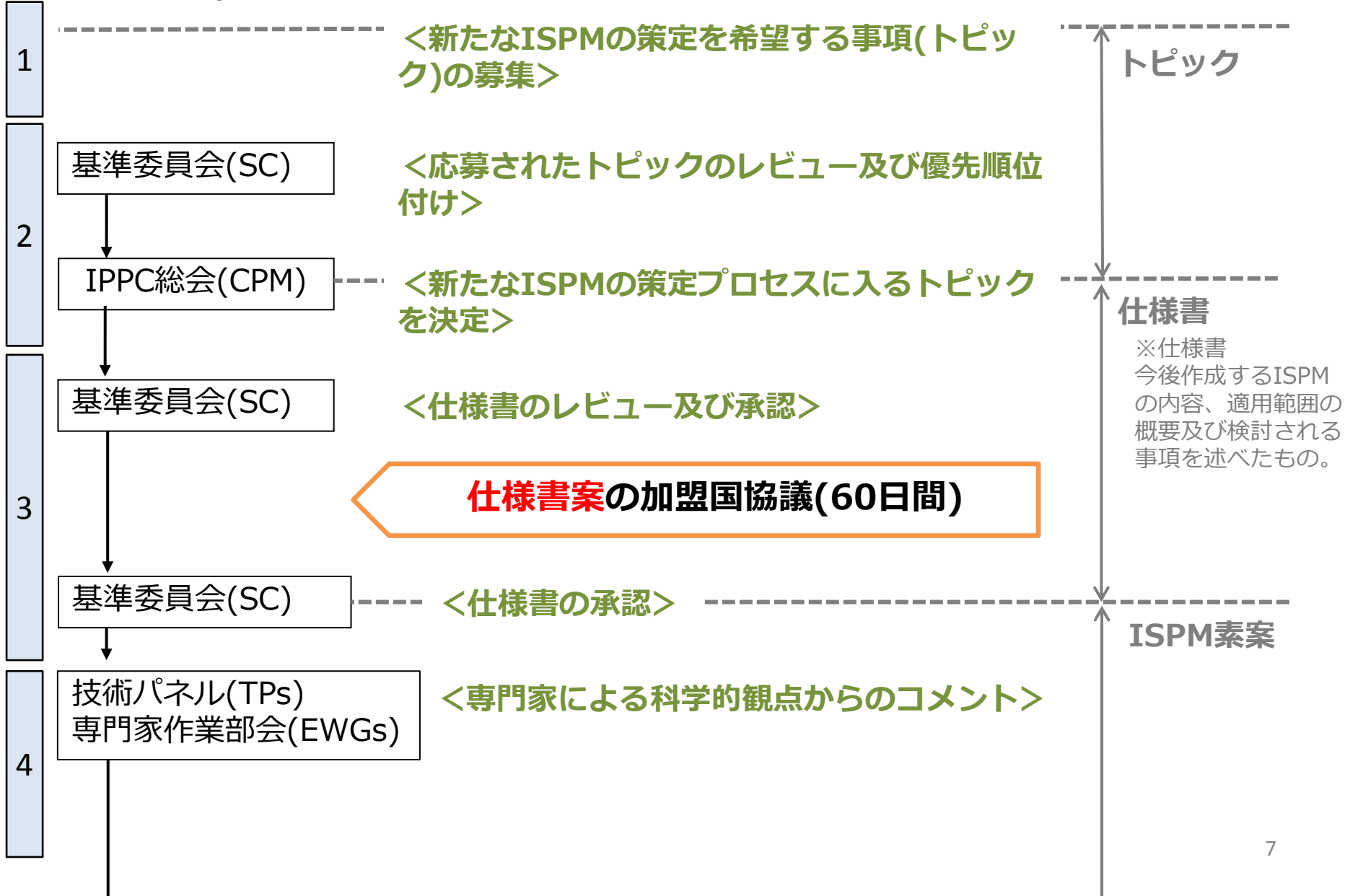
輸出証明

輸出証明システム(ISPM7) 植物検疫証明書(ISPM12)

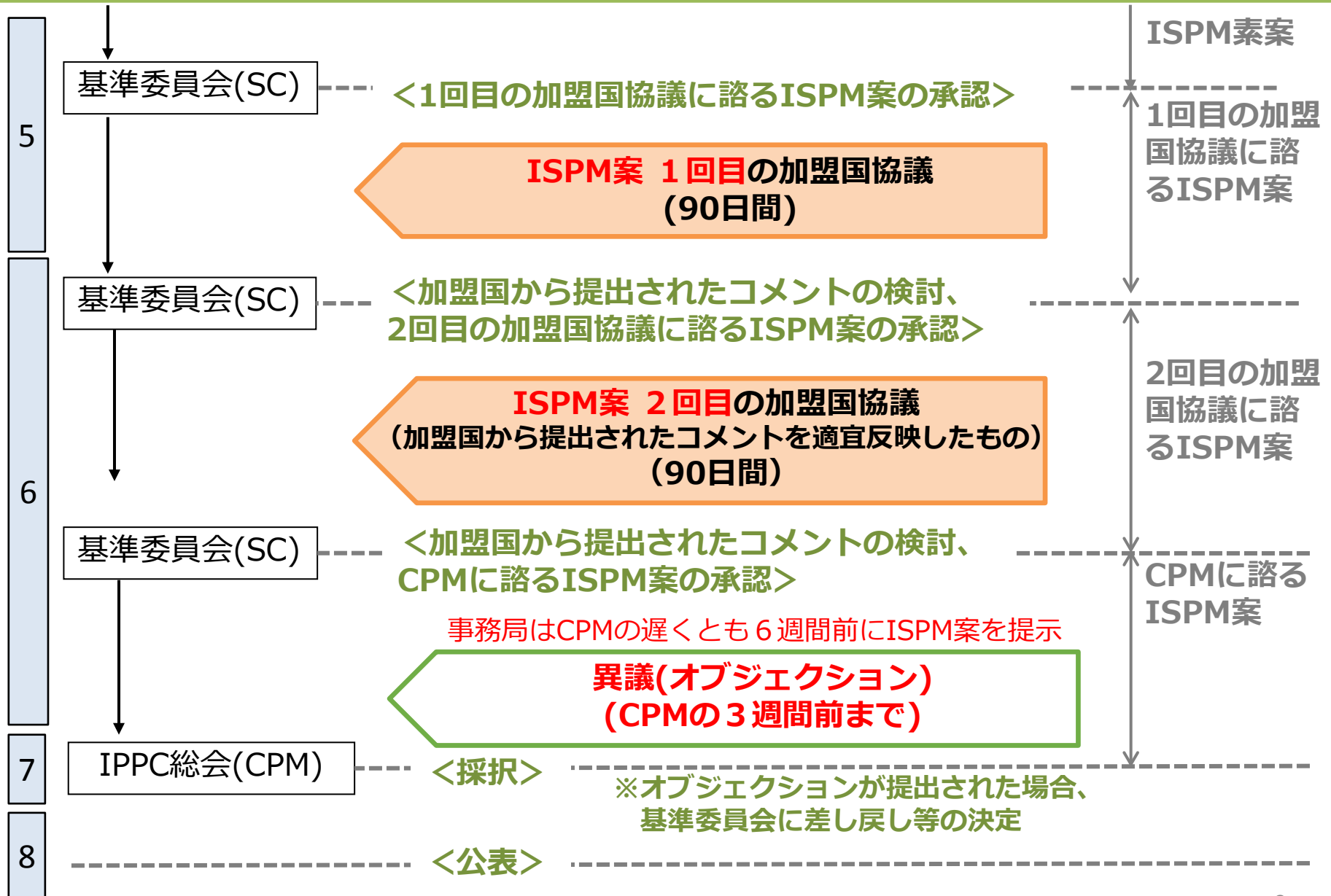
2018年7月現在、42本のISPMが策定されている（うち1本は欠番）。

# ISPM策定プロセス（1）

↓ Standard Setting Procedureに基づくステップ



# ISPM策定プロセス（2）





# 本年の加盟国協議に諮られている基準案

## ISPM案（コメント受付期間：2018年7月1日～9月30日）

### 1回目の加盟国協議

ISPM5「植物検疫用語集」の改正

ISPM8「ある地域におけるペストステータスの決定」改正

ISPM案「植物検疫活動の実施主体への権限付与」

ISPM案「植物検疫措置としてのガス置換(modified atmosphere)処理の利用の要件」

### 2回目の加盟国協議

ISPM5「植物検疫用語集」の改正

ISPM案「植物検疫措置としてのくん蒸の使用の要件」

## 仕様書案（コメント受付期間：2018年7月1日～8月31日）

仕様書案「木材品目の移動に関連するリスク管理措置としてのシステムズアップローチの利用」

# 今後の予定

---

- |                  |   |
|------------------|---|
| <b>7月1日</b>      | <b>(ISPM案の加盟国協議開始)</b>  |
| <b>7月31日</b>     | <b>植物検疫措置に関する国際基準案についての説明会</b>  |
| <b>8月10日まで</b>   | <b>農水省ホームページでの意見募集</b><br><a href="https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/keneki/180711_2.html">https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/keneki/180711_2.html</a> |
| <b>8月31日まで</b>   | <b>仕様書案日本コメントを提出</b>  |
| <b>9月上旬</b>      | <b>IPPC国内連絡会</b>  |
| <b>9月10-14日</b>  | <b>アジア太平洋地域 ISPM案検討ワークショップ</b>  |
| <b>9月30日まで</b>   | <b>ISPM案日本コメントを提出</b>   |
| <b>11月19-23日</b> | <b>IPPC基準委員会</b>  |
| <b>2019年4月</b>   | <b>IPPC総会(CPM-14)</b>   |